

幹部ニ於テ之ニ反對スルニ於テハ東支ヲ脱退シテ已業務スヘ  
シトノ決意ヲ為シ又幹部ニ對シ八日夕刻大會議開催方  
ヲ提議シタル模様ナリ

### 三、東支新宿支一部従業員ノ就業ニ關スル態度決定

東支新宿支一部従業員矢代勇以下二十四名ハ八日夜十一時ヨ  
リ翌九日午前二時二十分迄沼橋區角若一ノ七三四「カマヤ」  
旅館ニ於テ協議ヲ為セル結果此ノ降罷業ヲ打切り業務スルコ  
トニ決定セリ

尚就業期日ハ本日午後二時前記旅館ニ於テ更ニ協議ヲ遂ケ決  
定スルコトナレリ

### 四、自動車沿谷支部協議團員ノ檢束

八日電車部青山支部第四組員監棟ニ應接シタル自動車部沿谷  
支部員左記十二名ヲ九日午前七時三十分沿谷署ニ檢束セリ

## 記

加藤兼四郎、岡田平治、荒木泉、小塚二郎、  
橋本幸吉、澁谷徳三郎、伊奈喜一、山平馬、  
小川正成、前田憲知、山下彌三、守田川正太郎、

### 五日交幹部ノ電氣局訪問状況

八日午後五時四十分ヨリ日交幹部伊藤誠以下九名ハ電氣局ヲ  
訪問山下局長ト會見、日交ハ東支ト切離シ獨自ノ立場ヨリ争  
議ヲ解決シタシト述ベ解決案トシテ

一、市電更生ノ為メノ徹底セル委員會ヲ設置スルコト

二、争議中ノ日給ヲ支給セラレ度シ

三、更改採用ノ單價一圓二十五錢ヲ引上ケルコト

ノ三項ヲ提申セルニ對シ局長ヨリ、調停委員會ニ於テハ現給

ノ二割ヲ減額スルコトニ決定シタルヲアルカ、具體的實施方法  
ハ研究中ヲアル、初任給ト現在給トノ差額ノ四割ニ分三厘ヲ